

平成30年第26回公安委員会会議録

|     |            |  |     |        |
|-----|------------|--|-----|--------|
| 日 時 | 10月4日（木曜日） | 自午後1時30分<br>至午後4時20分                     | 場 所 | 公安委員会室 |
| 会 議 | 公安委員       | 原委員 山本委員 小野委員 下山委員                       |     |        |
| 出席者 | 警察職員       | 本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長<br>交通部長 警備部長 情報通信部長 |     |        |

第1 定例会議

1 平成30年全国地域安全運動の実施について

(1) 目的

防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互間の連携の一層の緊密化を図ることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(2) 期間

平成30年10月11日（木）から同月20日（土）までの10日間

(3) 本県主催

熊本県警察、（公社）熊本県防犯協会連合会

(4) メインスローガン

みんなでつくろう安心の街

(5) 運動重点

ア 全国重点

(ア) 子供と女性の犯罪被害防止

(イ) 特殊詐欺（振り込め詐欺等）の被害防止

イ 本県重点

住宅対象侵入窃盗の被害防止

(6) 警察の主な取組

ア 日本マクドナルド(株)と協働した防犯教室の実施

○ 実施日時 平成30年10月11日(木)午前10時30分(概ね1時間)

○ 実施場所 東海大学附属熊本星翔高等学校大会議室

○ 対象者 東海大学附属かもめ幼稚園園児及び職員

イ 子供の見守りパトロール出発式（生活安全企画課・市内4署）

○ 実施日時 平成30年10月11日(木)午後2時50分(概ね30分間)

○ 実施場所 熊本市立砂取小学校 運動場(雨天時は体育館)

ウ 防犯広報CMの放映

運動期間中に、「振り込め詐欺の被害防止」、「子供向け防犯対策」に関するテレビCMを民放各局により放映予定。

エ 各警察署における取組

自治体、防犯ボランティア、地区防犯協会等と連携協働して出発式、防犯イベント、防犯パトロール等を実施。

【委員からの質問等】

委員から「回覧板に交番だよりが入っており、今、地域で何が起きているか、何に注意すべきか注意喚起が記載されており非常に分かりやすい。忙しい中、作成してもらいありがたく思っている」旨の発言があった。

2 平成30年上半期における児童虐待及び子供の性被害の状況について

(1) 児童虐待の現状

| 年次\区分  | 通告人員 | 身体的虐待 | 性的虐待 | ネグレクト | 心理的虐待 | うち面前DV | 援助要請  | 事件検挙 |
|--------|------|-------|------|-------|-------|--------|-------|------|
|        |      |       |      |       |       |        |       |      |
| 29年上半期 | 186  | 46    | 0    | 25    | 115   | 93     | 5     | 5    |
| 増減数    | 110  | 8     | 3    | 5     | 94    | 92     | -3    | 4    |
| 増減率(%) | 59.1 | 17.4  | -    | 20.0  | 81.7  | 98.9   | -60.0 | 80.0 |

(2) 子供の性被害の現状

ア 児童ポルノ事件

|          | 検挙件数 | 検挙人員 | 被害少年数 |
|----------|------|------|-------|
| 平成30年上半期 | 47   | 41   | 9     |
| 平成29年上半期 | 29   | 27   | 6     |
| 増減数      | 18   | 14   | 3     |
| 増減率(%)   | 62.1 | 51.9 | 50.0  |

イ 児童買春事件等

| 法令<br>区分 | 総数   |      |       |                     |       |        |                        |       |       |      |      |       |
|----------|------|------|-------|---------------------|-------|--------|------------------------|-------|-------|------|------|-------|
|          | 児童買春 |      |       | 児童福祉法<br>(淫行をさせる行為) |       |        | 少年保護育成条例<br>(みだらな性行為等) |       |       |      |      |       |
|          | 検挙件数 | 検挙人員 | 被害少年数 | 検挙件数                | 検挙人員  | 被害少年数  | 検挙件数                   | 検挙人員  | 被害少年数 | 検挙件数 | 検挙人員 | 被害少年数 |
| 平成30年上半期 | 26   | 19   | 10    | 3                   | 3     | 0      | 5                      | 3     | 4     | 18   | 13   | 6     |
| 平成29年上半期 | 18   | 14   | 12    | 5                   | 5     | 3      | 1                      | 1     | 1     | 12   | 8    | 8     |
| 増減数      | 8    | 5    | -2    | -2                  | -2    | -3     | 4                      | 2     | 3     | 6    | 5    | -2    |
| 増減率(%)   | 44.4 | 35.7 | -16.7 | -40.0               | -40.0 | -100.0 | 400.0                  | 200.0 | 300.0 | 50.0 | 62.5 | -25.0 |

ウ SNS等に起因する被害児童の現状

○ SNS等に起因する福祉犯事件の状況

| 法令別 | 区分          | 平成29年上半期 |      |       | 平成30年上半期 |      |       |
|-----|-------------|----------|------|-------|----------|------|-------|
|     |             | 検挙件数     | 検挙人員 | 被害少年数 | 検挙件数     | 検挙人員 | 被害少年数 |
|     | 総数          | 24       | 20   | 17    | 26       | 19   | 9     |
|     | 児童買春・児童ポルノ禁 | 11       | 10   | 8     | 10       | 8    | 3     |
|     | うち児童ポルノ     | 6        | 5    | 5     | 7        | 5    | 3     |
|     | 少年保護育成条例    | 12       | 9    | 8     | 12       | 8    | 3     |
|     | 覚せい剤取締法     | 1        | 1    | 1     | 0        | 0    | 0     |
|     | 児童福祉法       | 0        | 0    | 0     | 3        | 2    | 2     |
|     | 職業安定法       | 0        | 0    | 0     | 1        | 1    | 1     |

※ SNSに起因する検挙のみで、出会い系サイトに起因する検挙はない。

○ 被害者の学職別状況

| 区分       | 学職別 | 総数    | 学職別 |       |       |        |      |
|----------|-----|-------|-----|-------|-------|--------|------|
|          |     |       | 小学生 | 中学生   | 高校生   | 有職少年   | 無職少年 |
| 平成30年上半期 |     | 9     | 0   | 5     | 3     | 0      | 1    |
| 平成29年上半期 |     | 17    | 0   | 7     | 9     | 1      | 0    |
| 増減数      |     | -8    | 0   | -2    | -6    | -1     | 1    |
| 増減率(%)   |     | -47.1 | -   | -28.6 | -66.7 | -100.0 | -    |

### (3) 今後の対策

#### ア 児童虐待

- 協定書に基づく情報共有等連携強化
- 児童虐待事案の管理システム（新規）による情報管理の強化

#### イ 子供の性被害防止対策

- 関係機関と連携した児童及び保護者に対する広報啓発活動の推進
- 被害少年の早期発見・保護と福祉犯事件検挙による被害防止対策の推進

#### 【委員からの質問等】

委員から「被害少年の保護者の責任が重いような気がする。保護者にも子供に対する被害防止の講演会などを行う必要があるのではないか」旨の発言があり、警察から「保護者にスマホの危険性を知ってもらう機会を設けるとともに、冊子の作成にも取り組んでいる」旨の説明があった。

### 3 交番等における安全対策の強化について

#### (1) 最近発生した地域警察官の殉職・受傷事案

##### ア 熊本県（熊本東警察署）

本年5月28日午後4時30分ころ、刃物所持事案に臨場した地域警察官が男に顔面等を切りつけられ重傷を負った事案

##### イ 富山県

本年6月26日午後2時ころ、富山県内の交番において、通用口側から侵入してきた男が対応した地域警察官を刃物で刺殺し、拳銃を奪取した事案

##### ウ 宮城県

本年9月19日午前4時ころ、宮城県内の交番において、拾得届を装って来所した男が対応した地域警察官を刃物で刺殺した事案

#### (2) 交番等における安全対策の強化

##### ア 一層の警戒意識の保持

- (ア) 常時警戒意識の堅持
- (イ) 耐刃防護衣の常時着装
- (ウ) 装備資機材の配備箇所の見直し
- イ 状況に応じた適切な職務執行体制の確保
- ウ 交番等における施設面での安全確保
  - (ア) 防犯カメラ等の整備
  - (イ) 事務室への不意な侵入を物理的に防止するためのレイアウトの見直し
- エ 交番襲撃を踏まえた実戦的訓練の実施

### (3) 今後の課題

- ア 交番相談員を含めた受傷事故防止資機材の充実
- イ 防犯カメラの整備促進
- ウ 施設内における拳銃奪取防止訓練やロールプレイング方式による実戦的訓練の実施

#### 【委員からの質問等】

委員から「装備は改善されているようだが、警察官の意識が大切ではないか」旨の発言があり、警察から「善良な県民が99.9パーセントであるが、最後の0.1パーセントに備える意識を大切にする」旨の説明があった。

## 4 平成30年度ひのくにピカピカ運動の実施について

### (1) 目的

県民に「反射材の活用」及び「前照灯の早め点灯と上向き点灯の励行」の実践を促し、特に日没が早まる秋から冬の「夕暮れ時から夜間」にかけての交通事故防止を図るもの

### (2) 期間

平成30年10月15日（月）から平成31年1月31日（木）までの間

### (3) 主唱

熊本県交通安全推進連盟

### (4) 運動の重点

- ア 反射材の活用
- イ 前照灯の早め点灯と上向き点灯の励行

### (5) 県下一斉キャンペーンの日

- ア 実施日  
平成30年11月2日（金）

#### イ 実施内容

「前照灯の早め点灯」を周知するため、キャンペーン等の街頭活動により広報啓発を行う。午後5時をもって、車両の前照灯一斉点灯を呼びかける。

### (6) 実施事項

- ア 反射材の活用の促進
- イ 前照灯の早め点灯と上向き点灯の励行
- ウ 積極的な情報発信

#### 【委員からの質問等】

委員から「先日、あおり運転取締りのニュースを見たが、『あおり運転をされ

た場合、どうしたらよいか』など細かい注意点まで情報提供されており、非常に良かった」旨の発言があり、警察から「今後も情報発信や意識啓発活動に努める」旨の説明があった。

## 第2 報告・決裁等

### 1 高知県公安委員会からの援助要求の決裁

警備第二課次席から説明があり、決裁が行われた。

### 2 苦情（H30 No.13）回答の決裁

生活安全企画課長から説明があり、決裁が行われた。

### 3 ペーパー車検事件における詐欺罪適用の有無等の説明

交通指導課長から説明が行われた。

### 4 平成30年第25回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

### 5 審査請求（H30 No.2）弁明書の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

### 6 苦情（H30 No.15）回答の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

### 7 要望（H30 No.10）経過の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

### 8 要望（H30 No.11）受理及び措置の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。